

放送番組のインターネット同時配信等に 係る権利処理の円滑化に関する報告書（案）

【概要】

令和 3 年 2 月 3 日

検討経緯・基本方針など

検討経緯・今後の予定

- 昨年9月上旬以降、文化審議会のワーキングチームにおいて、総務省が取りまとめた放送事業者の要望をもとに、幅広い権利者からのヒアリングを行った上で、集中的に議論を進め、12月にワーキングチームの報告書をとりまとめ。
- その後、小委員会での議論、パブリックコメントを経て、1月26日には小委員会の報告書をとりまとめ。最終的には著作権分科会としての報告書をとりまとめ、今国会での法案提出・成立を目指す。

基本方針

- 放送番組のインターネットでの同時配信等は、視聴者の利便性向上や、コンテンツ産業の振興・国際競争力の確保等の観点から非常に重要な取組。
- 諸外国の制度等も十分に踏まえつつ、放送と同等の権利処理を可能とする制度改革等を目指し、幅広い関係者の意見を丁寧に聴きながら、制度・運用の両面から総合的に対応を進めていく。
- 対応に当たっては、何よりもまず視聴者から見た利便性を第一としつつ、「一元的な権利処理の推進」と「権利保護・権利者への適切な対価の還元」のバランスを図り、視聴者・放送事業者・クリエイターの全てにとって利益となるような措置を迅速に講じていく。
- その際、多様なサービス形態や実態変化等に柔軟に対応できる仕組みを構築するとともに、著作物の創作・流通・利用のサイクルを維持・活性化するため、放送事業者からクリエイターに対して配信サービスの実態等に応じた適切な対価が支払われるようにすることが極めて重要。

制度改正の内容：総論①

対象とするサービスの範囲

- 同時配信のほか、追っかけ配信（放送が終了するまでに配信が開始されるもの）、一定期間の見逃し配信を対象とすることを基本とする。
- 放送対象地域との関係を問わず、番組内容の一部変更やCMの差替えも認めるなど柔軟な仕組みとする。

【対象サービスの範囲を画する要素】

- ①見逃し配信の期間：過度に期間が拡大しないよう注意しながら、実態に即した柔軟な期間設定を可能とする（例：毎週放送の番組は1週間、月1回放送の番組は1か月）。
- ②放送対象地域との関係：放送対象地域に関わらず同時配信等を可能とする。
- ③放送で流す番組との差異：権利処理未了のために生じるフタかぶせなどに伴う番組内容の最小限の変更や、CMの差替えも可能とする。
- ④配信形態：ストリーミング形式での同時配信等を対象とする。
- ⑤実施主体：放送事業者が主体的に実施していると評価できるサービスであれば、配信プラットフォームが前のものであるか否かを問わず、対象とする。
- ⑥視聴者からの対価徴収の有無：多様なビジネスモデルに柔軟に対応し得るよう、法律上の制約は設けず、今後のサービス実態等を踏まえつつ、政省令等で具体的な取扱いを規定する。
- ⑦ラジオや衛星放送・有線放送の取扱い：類型的に除外はせず、音楽配信ビジネスとバッティングする部分（例：有線ラジオの個人向け配信）など必要最小限の部分を除外する。

制度改正の内容：総論②

措置内容の一覧

(1) 権利制限規定の同時配信等への拡充【法改正】

- 放送では許諾なしに著作物を自由に利用できることとなっている規定を、同時配信等に拡充。

(2) 許諾推定規定の創設【法改正】

- 放送番組での利用を認める契約の際、権利者が別途の意思表示をしていなければ、放送だけではなく同時配信等での利用も許諾したものと推定。

(3) 同時配信等に係るレコード・レコード実演（被アクセス困難者（仮称））の報酬請求権化【法改正】

- レコード・レコード実演の同時配信等に関し、集中管理等がされておらず、個別の許諾を得るのに相当な手続コストを要する被アクセス困難者（仮称）の権利について報酬請求権化。

<レコードの配信：法律上は許諾権>

集中管理等（実質的に報酬請求権化）

被アクセス困難者（仮称）（個別許諾）

(4) リピート放送の同時配信等に係る映像実演（被アクセス困難者（仮称））の報酬請求権化【法改正】

- リピート放送の同時配信等に関し、映像実演の被アクセス困難者（仮称）の権利について、法律上、リピート放送の場合と同様、初回契約時に別段の定めがない限り、報酬請求権化。

(5) 裁制度の改善【法改正・政令改正等】

- 協議不調の場合の裁制度：同時配信等に当たっての協議が整わない場合にも活用可能とする。
- 権利者不明の場合の裁制度：民放についても一定の要件の下で補償金の事前供託を免除、「相当な努力」（広告掲載）の要件を緩和、申請手続を電子化、事務処理を迅速化。

(※) 上記とは別途、運用面での対応を進めるべき事項については、総務省・文化庁の関与の下、早急に当事者間での協議・対応等を進める。

制度改正の内容：各論①

(1) 権利制限規定の拡充

全ての規定について、同時配信等への適用拡大を行う。

(個々の規定の性質等に応じて、取扱いが若干異なる場合もあり得る)

【具体的な規定の取扱い】

- ①第34条第1項（学校教育番組の放送等）：同時配信・追っかけ配信・見逃し配信を対象に含める。
- ②第38条第3項（営利を目的としない公の伝達等）：前段（非営利・無料）は同時配信・追っかけ配信・見逃し配信を対象に含めることも検討。後段（営利・有料）も少なくとも同時配信は対象に含める（視聴者や伝達を行う者の利便性と権利者の利益保護のバランスに十分留意しつつ具体的な範囲を特定する）。
- ③第39条第1項（時事問題に関する論説の転載等）：同時配信・追っかけ配信・見逃し配信を対象に含める。
- ④第40条第2項（国会等での演説等の利用）：同時配信・追っかけ配信・見逃し配信を対象に含める。
- ⑤第44条（放送事業者等による一時的固定）：同時配信・追っかけ配信・見逃し配信を対象に含める。
- ⑥第93条（放送のための実演の固定）：同時配信・追っかけ配信・見逃し配信を対象に含める。

制度改正の内容：各論②

(2) 許諾推定規定の創設（基本的な考え方）

- 借用素材などの著作物及び映像実演に関して、契約上、同時配信等の可否が不明確である場合の利用を円滑化。
- 具体的には、放送及び同時配信等に係る許諾権原を有する者が、放送番組での利用（映像実演については放送番組への出演）を認める契約を放送事業者（その委託を受けて放送番組を制作する者を含む。）と締結するに当たり、別段の意思表示をしていない場合には、放送だけでなく同時配信等の許諾も行ったものと推定する旨の規定を設ける（権利処理をワンストップ化）。
- 「同時配信・追っかけ配信・見逃し配信」を全て対象に含めることとする。
- 権利者側から、不利な条件での契約を強いられることへの懸念が示されていたことから、その払拭のための対応についてもあわせて検討を行う必要。
(※) 法改正以前に締結された契約（推定規定の存在を認識せずに締結された契約）についてまで直接の推定効果を及ぼすことはできないと考えられる。もっとも、過去に放送やオンデマンド配信の許諾を包括的に得ていた場合などに、その契約解釈として、リピート放送の同時配信等を許諾したものと認められることも想定。
- 権利者側の懸念を払拭しつつ、放送事業者にとって安定的な利用を可能とすることが重要であるため、具体的な適用条件等について明確かつ分かりやすいルール作りを行う必要。

制度改正の内容：各論③

(2) 許諾推定規定の創設（具体的な制度設計・運用等）

【検討に当たっての視点】

- (ア) 放送事業者による安定的な利用が可能か
- (イ) 権利者側の懸念（不意打ちや不利な契約の助長）を払拭できるか
- (ウ) 法的に推定を及ぼすに足りる事情が認められるか

【推定に係る条件】 ※法令上規定する要件のほか、解釈・運用に係るものも含む。

(1) 放送事業者側に求められる条件（主に上記（イ）（ウ）の観点）

- ① 同時配信等を業として実施していること
- ② その旨を権利者が把握できるよう一定の方法で公表していること
- ③ 契約に当たって「放送」のみ行う（「同時配信等」を行わない）旨を明示していないこと（単に「放送」を行う旨を伝えただけでは、これには該当しない）

(2) 権利者側の別段の意思表示の在り方（主に上記2.（ア）の観点）

- ① 別段の意思表示は契約時に行うこと（後出し禁止）
- ② 書面（メールなどを含む。）での契約の場合には、別段の意思表示も書面で行うこと
- ③ 別段の意思表示は、同時配信等を拒否する旨の意思表示のほか、同時配信等を行ふに当たっての条件等を伝える意思表示が含まれること

制度改正の内容：各論④

【権利者が推定を覆す際の事情（考慮要素）の例】

(1) その権利者が、同じ放送事業者との間の過去の契約交渉において同時配信等を明確に拒否する旨の意思表示をしていたこと

⇒ 番組のジャンルに関わらず長期間にわたって繰り返し同時配信等を拒否する旨の意思表示をしていた場合や、ごく近接した過去において同様のジャンルの番組で同一の著作物について同時配信等を拒否する旨の意思表示をしていた場合などが該当

(2) 権利者に支払われた対価が明らかに「放送」のみを行う場合の水準であったこと

⇒ 放送のみ行う場合と、放送と同時配信等をあわせて行う場合の対価の水準の相場が異なる場合に、前者の水準しか支払われていない場合などが該当

(※1) 上記はあくまで考慮要素となり得る事情を示したものであり、これに該当することのみをもって必ず推定が覆るというわけではない。

(※2) こうした特殊事情がある場合（継続的に同時配信等を拒否されていた場合や、明らかに相場と異なる水準の対価で同時配信等を行おうとする場合など）には、放送事業者が権利者の意向を明示的に確認することが望ましい（それによって容易にリスクを解消することができる）。

【今後の対応】

より具体的な内容等については、総務省・文化庁の関与の下、関係者間でガイドラインを策定することが適当。そこには、権利者が許諾権原を有しているか不明な場合等の取扱いや推定を覆すことができる期間の取扱い等を含め、幅広い事項について合理的なルール作りが行われることが望ましい。

制度改正の内容：各論⑤

(3) レコード・レコード実演の利用円滑化

- 放送（報酬請求権）と配信（許諾権）の制度上の差異に起因して同時配信等での利用が困難となるという課題を解決。
- 同時配信等に当たって、円滑に許諾を得られないと認められる「被アクセス困難者（仮称）」（※）のレコード・レコード実演に関して、通常の使用料相当額の補償金の支払いを前提とした権利制限規定を創設（報酬請求権化により、事前許諾を不要とする）。
（※）「①著作権等管理事業者（日本レコード協会及び芸団協C P R A）による集中管理が行われておらず、かつ、②権利情報プラットフォーム上で適正な使用料で確実に許諾する旨が明らかにされていないもの」を対象とすることが基本。ただし、③日本の著作権等管理事業者が管理していない外国原盤について、権利処理窓口が明らかとなっている場合にまですべて権利制限するのは適当ではないため、適切に対象範囲を確定する必要。
- 「同時配信・追っかけ配信・見逃し配信」を全て対象に含める。
- 「放送事業者による権利処理手続の簡素化」と「被アクセス困難者（仮称）による対価獲得の実効性確保」の両面から、一元的な窓口を設ける（個々の権利者ではなく文化庁長官の指定する団体が一元的に権利行使を行う）ことを可能とする。
（※）実際に一元的な窓口となる団体を指定するか否かは、被アクセス困難者（仮称）の規模や手続コストの負担等を踏まえつつ、合理的な運用の可能性を見極めた上で判断する必要。
（※）より詳細な運用等については、関係者間で十分に議論を行う必要。

制度改正の内容：各論⑥

(4) 映像実演の利用円滑化

- 過去に制作した放送番組のリピート放送に伴う同時配信等を円滑化。
- 同時配信等に当たって、円滑に許諾を得られないと認められる「被アクセス困難者（仮称）」（※）の映像実演に関して、初回の契約に別段の定めがない限り、リピート放送の同時配信等に係る実演家の許諾は不要としつつ、通常の使用料相当額の報酬の支払いを求める。
 - （※）「①著作権等管理事業者（aRma）による集中管理が行われておらず、かつ、②権利処理窓口（所属する芸能プロダクションなど）が明らかでないもの」を対象とすることが基本。
 - （※）初回放送時に同時配信等がされていない場合や法施行前に初回放送が行われている場合には、別途、同時配信等の前に特定のウェブサイトでの公示などを通じて実演家側の意思表示の機会を確保する必要。
- 「同時配信・追っかけ配信・見逃し配信」を全て対象に含めることを検討。
- 「放送事業者による権利処理手続の簡素化」と「被アクセス困難者（仮称）による対価獲得の実効性確保」の両面から、一元的な窓口を設ける（個々の権利者ではなく文化庁長官の指定する団体が一元的に権利行使を行う）ことを可能とする。
 - （※）実際に一元的な窓口となる団体を指定するか否かは、被アクセス困難者（仮称）の規模や手続コストの負担等を踏まえつつ、合理的な運用の可能性を見極めた上で判断する必要。
 - （※）より詳細な運用等については、関係者間で十分に議論を行う必要。

制度改正の内容：各論⑦

(5) 裁定制度の改善

①協議不調の場合の裁定（第68条）

放送だけでなく、同時配信・追っかけ配信・見逃し配信に当たって協議が整わない場合にも制度を活用できるようにする。著作隣接権にも準用する。

②権利者不明の場合の裁定（第67条）

(i) 補償金の事前供託免除の対象範囲の拡大

民放事業者について、権利者が現れた場合における補償金支払いの確実性を担保するための要件を設定しつつ、事前供託免除の対象に加える。

(ii) 「相当な努力」の要件緩和

(公社) 著作権情報センター（C R I C）のウェブサイトへの広告掲載（7日間）について、広告掲載直後からの裁定申請を可能とする（利用開始まで1週間短縮）。

(iii) 申請手続の電子化

可能なところから、すみやかに電子化を進める。

(※) 手数料納付の電子化については、電子決済システム等の構築が必要であり、政府全体における行政手続の電子化の動向を踏まえながら対応。

③裁定に係る事務処理の迅速化

文化庁において事務処理体制の充実に努めるとともに、申請から利用開始までの標準処理期間を定めて公表するなど、事務処理の迅速化に向けた対応を進める。

【参考1】検討スケジュール

【令和2年8月】

- 文化審議会著作権分科会 基本政策小委員会（第1回）（8月4日）
 - ・同時配信等WTの設置を決定

【9～10月】※措置の方向性の議論

- 同時配信等WT（第1回～第4回）
 - ・放送事業者、権利者からヒアリング
 - ・措置の方向性の議論→中間まとめをとりまとめ

- 文化審議会著作権分科会 基本政策小委員会（第2回）（10月19日）
 - ・同時配信等WTにおける中間まとめについて報告の上、議論

【11～12月】※具体的な制度設計等の議論

- 同時配信等WT（第5回）（11月2日）
 - ・許諾推定規定の取扱い

- 同時配信等WT（第6回）（11月13日）
 - ・実演・レコードの利用円滑化について

- 同時配信等WT（第7回）（11月30日）
 - ・報告書のとりまとめ

- 文化審議会著作権分科会 基本政策小委員会（第3回）（12月14日）
 - ・同時配信等WTにおける報告書について報告の上、議論（中間まとめをとりまとめ）

(※) 主査一任の後、小委員会の中間とりまとめをとりまとめ、パブリックコメントを実施（令和2年12月15日～令和3年1月6日）

【令和3年1月】

- 文化審議会著作権分科会 基本政策小委員会（第4回）（1月26日）
 - ・パブリックコメントの結果を踏まえ、小委員会の報告書（案）について議論（とりまとめ）

【参考2】基本政策小委員会の委員名簿

第20期 文化審議会著作権分科会
基本政策小委員会 委員名簿（令和2年8月4日現在）

【委員】

井上	由里子	一橋大学大学院法学研究科教授
今子	さゆり	日本知的財産協会次世代コンテンツ政策プロジェクトリーダー
○ 上野	達弘	早稲田大学法学学術院教授
太田	勝造	明治大学法学部教授
岸	博幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
久保田	裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事
河野	康子	一般社団法人日本消費者協会理事
後藤	健郎	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構代表理事
○ 末吉	瓦	弁護士
菅	浩江	S F作家、光華女子大サブカルチャー論講師
瀬尾	太一	一般社団法人日本写真著作権協会常務理事、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会常務理事
高杉	健二	一般社団法人日本レコード協会常務理事
竹内	比呂也	千葉大学副学長・人文科学研究院教授
田村	善之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
中村	伊知哉	iU（情報経営イノベーション専門職大学）学長
福井	健策	弁護士
前田	哲男	弁護士
吉村	隆	一般社団法人日本経済団体連合会産業技術本部長

※○は主査、○は主査代理

【参考3】同時配信等WTの委員名簿

第20期 文化審議会著作権分科会 基本政策小委員会
放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する
ワーキングチーム委員名簿（令和2年9月4日現在）

【チーム員】

いけむら 池村	さとし 聰	弁護士
いまむら 今村	てつ や 哲也	明治大学情報コミュニケーション学部教授
うちやま 内山	たかし 隆	青山学院大学総合文化政策学部教授
○おおぶち ○大渕	てつ や 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
おくむら 奥郵	こう じ 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
すえよし ○末吉	わたる 瓦	弁護士
たつむら 龍村	ぜん 全	弁護士
なかむら 中村	い ち ゃ 伊知哉	iU（情報経営イノベーション専門職大学）学長
まえだ 前田	てつ お 哲男	弁護士

【オブザーバー】

総務省情報流通行政局情報通信作品振興課

※○は座長、○は座長代理

【参考4】ヒアリング団体の一覧

【放送事業者】

日本放送協会、在京民放キー局五社

【権利者】

(著作権関係団体)

一般社団法人 日本音楽著作権協会、株式会社 NexTone

一般社団法人 日本映像ソフト協会、一般社団法人 日本映画製作者連盟
協同組合 日本脚本家連盟、協同組合 日本シナリオ作家協会

公益社団法人 日本文藝家協会、一般社団法人 日本新聞協会

一般社団法人 日本写真著作権協会、一般社団法人 日本美術著作権連合

公益社団法人 日本漫画家協会、一般社団法人 日本書籍出版協会

一般社団法人 日本雑誌協会

(著作隣接権関係団体) ※一部は著作権関係団体としての性質も有する

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会・著作隣接権センター

一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構

一般社団法人 日本レコード協会

一般社団法人 日本音楽出版社協会

特定非営利活動法人 インディペンデント・レコード協会

一般社団法人 日本ネットクリエイター協会

【参考5】規制改革実施計画等（抜粋）

【規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）】

1. 放送のインターネット同時配信等、2. 拡大集中許諾制度等、3. 孤児著作物の裁判制度及び協議が整わない場合の裁判制度の3点について、総務省は、ローカル局を含めた放送業界としての現状の課題とその原因を基に、要望を具体的に取りまとめる。その上で、総務省とりまとめ案について、総務省及び文化庁が共同して、アウトサイダーを含む権利者や関係者等から意見聴取を行った上で、1、2、3のそれぞれについて検討、結論を得る。各々の結論については、文化庁において再度権利者や関係者等からの合意を得たうえで、著作権等に係る法的な検討を行い、優先度の高いものから順次制度設計を行い、法案概要を作成する。特に、放送のインターネット同時配信等を著作権法上、放送と同等に扱うことについては丁寧に議論を行う。

（実施時期）

1、3については、令和2年8月末まで要望を取りまとめ、令和2年10月末までに検討・結論、令和2年12月末までに制度設計及び法案概要を作成した上で、令和3年通常国会での法案成立を目指す。
2については、1、3を優先的に措置した上で、令和3年中に改めて要否を明らかにする。

（参考）規制改革推進に関する答申（令和2年7月2日規制改革推進会議）

（前略）インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備に向けて、以下の措置を講ずるべきである。

その際、放送のインターネット同時配信等、拡大集中許諾制度等、孤児著作物（権利者が不明である場合）の裁判制度及び協議が整わない場合の裁判制度に関する検討を行う際には、国際条約との整合性、放送法との関係（放送法上の放送の定義等）、放送のインターネット同時配信等の範囲明確化（同時配信、追っかけ配信、見逃し配信）、「ふたかぶせ」の現状とその原因の追究（著作権者の意見聴取を含む）、改革実施後の権利者の権利の尊重、これまでの当会議・文化庁の議論に十分配慮を行うべきである。

【参考6】放送の同時配信等に関する諸外国の制度概要①

※令和元年度文化庁委託調査（2020年3月）の結果をもとに文化庁において作成

※アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・韓国・日本の状況を整理

1. 放送や同時配信等の位置付け・区分

- 各国とも、放送・通信法上の位置付けと著作権法上の位置付けは一致している。
- 著作権法上における「放送」とそれ以外の配信について、イギリス・フランス・ドイツでは、「放送・同時配信」と「見逃し配信・VOD」で区分しており、韓国・日本では、「放送」と「同時配信・見逃し配信・VOD」で区分している（アメリカは、明確な定義・区分なし）。

（※）この定義・区分と、著作権法上の権利の在り方は必ずしもリンクするものではない。

<著作権法における「放送」とそれ以外のサービスの区分> ※放送・通信法上の区分と一致

	放送	同時配信	見逃し配信	VOD		
アメリカ	放送等について明確な定義はない					
イギリス	放送		放送ではない			
フランス	放送		放送ではない			
ドイツ	放送		放送ではない			
韓国	放送	放送ではない				
日本（現状）	放送	放送ではない				

※EUの789/2019指令（各國は2021年6月までに法制化）では、「放送付随サービス」として、見逃し配信まで含めている。

【参考6】放送の同時配信等に関する諸外国の制度概要②

2. 著作権法上の権利の在り方（許諾権・報酬請求権）

- 「著作権」及び「映像実演」については、各国とも全て許諾権を付与（条約上の義務）。
- 「レコード」及び「レコード実演」については、各国によって制度が異なるが、同時配信（条約上は報酬請求権で可）に関して許諾権を付与している国も多い（放送に関して許諾権を付与している国も存在）。見逃し配信・VODに関しては基本的に全て許諾権を付与。

<「レコード」及び「レコード実演」に関する権利の在り方>

		放送	同時配信	見逃し配信	VOD
アメリカ		権利なし	許諾権		
イギリス	レコード	許諾権			
	レコード実演	報酬請求権			許諾権
フランス		許諾権		※ラジオの放送・同時配信は報酬請求権	
ドイツ		報酬請求権		許諾権	
韓国		報酬請求権		許諾権	
日本（現状）		報酬請求権		許諾権	

【参考7】放送とネット配信に係る著作権制度（現状・課題）

	放送	放送のインターネット配信	
著作権		同時配信	追っかけ・見逃し配信など
	著作物 (例) 脚本、写真、映像	許諾権 (第23条第1項) ※ 「公衆送信権」という <u>放送と配信が一体化した権利</u> となっている。どこまでの利用を行うかは、当事者間の交渉・契約で決まる（制度上の制約はない） ※ 権利制限規定の中には、 <u>放送を対象としつつ、同時配信等を対象としていない規定</u> も複数存在	
	映像実演 (例) 俳優の演技	許諾権 (第92条第1項) ※ <u>放送の許諾を得た場合は、契約に別段の定めがない限り、その後のリピート放送が可能（報酬請求権）</u> (第94条)	許諾権 (第92条の2第1項) ※集中管理（実質的に報酬請求権） ※放送の許諾を得た場合であっても、 <u>同時配信等には別途許諾が必要</u> 被アクセス困難者（仮称）（個別許諾）
著作隣接権	レコード実演 (例) CD音源に収録された歌唱・演奏	報酬請求権 (第95条第1項)	許諾権 (第92条の2第1項) ※集中管理（実質的に報酬請求権） 被アクセス困難者（仮称）（個別許諾）
	レコード (例) CD音源	報酬請求権 (第97条第1項)	許諾権 (第96条の2) ※集中管理（実質的に報酬請求権） 被アクセス困難者（仮称）（個別許諾）